

松崎町耐震改修促進計画

平成 20 年 3 月

松崎町

目 次

1 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標の設定	— 1
（1）想定される東海地震の規模、想定される被害の状況	1
（2）耐震化の現状と目標設定	1
（3）町が所有する公共建築物の耐震化の目標設定	5
2 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策	— 6
（1）耐震診断及び耐震改修に係る基本的な取組方針	6
（2）耐震診断及び耐震改修の促進を図るための支援策	6
（3）安心して耐震改修を行うことができる環境の整備	6
（4）地震時の総合的な安全対策	7
（5）優先的に着手すべき建築物等の設定	7
3 建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及	— 8
（1）ハザードマップの作成・公表	8
（2）相談体制の整備・情報の充実	8
（3）パンフレットの作成とその活用	8
（4）町内会等との連携	8
4 その他耐震診断及び耐震改修の促進に必要な事項	— 9
（1）その他	9
資料編	10
（1）松崎町が所有する公共建築物の耐震性能の公表及び耐震化計画に係る資料	10
（2）用語説明	11

松崎町耐震改修促進計画

松崎町耐震改修促進計画は、建築物の耐震改修の促進に関する法律（以下「法」という。）第5条第1項に基づき、町内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るために策定するものである。

1 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標の設定

(1) 想定される東海地震の規模、想定される被害の状況

地震の規模はマグニチュード8程度とし、想定される被害は平成13年5月策定の第3次地震被害想定とする。

本町内の人的被害は、表1-1のとおりであり、死者数は「予知なし」・「冬18時」が一番大きく、66人で、建物の倒壊による死者、重傷者、中等傷者は100人で約30%を占めている。建物被害のうち、地震動と液状化による被害は、大破580棟、中破1,297棟、一部損壊973棟である。

表1-1 東海地震被害想定[第三次被害想定 松崎町分 [予知なし・冬18時]]

(単位：人、棟)

被害区分		被害者数	被害区分		被害棟数
人的被害	死者	66《6》	建物被害	大破	635
	重傷者	62《10》		中破	1,686
	中等傷者	210《84》		一部損壊	930

《 》：うち建物の倒壊による人的被害数

(2) 耐震化の現状と目標設定

ア 住宅

平成15年の住宅・土地統計調査、平成19年度松崎町固定資産税課税台帳によると、本町の住宅の耐震化の状況は表1-2のとおり、居住世帯のある住宅約4,400戸のうち、耐震性がある住宅は約2,100戸で耐震化率は47.7%である。

東海地震による人的被害を半減させるためには、減災効果の大きな住宅の耐震化に継続的に取り組んでいく必要があり、静岡県耐震改修促進計画を踏まえ、住宅の耐震化率を8年後（平成27年度末）に90%とすることを目標とする。

表 1-2 住宅の耐震化の現状と耐震化の目標

(平成15年住宅土地統計調査、平成19年度松崎町固定資産税課税台帳による) (単位：棟)

区分	昭和 56 年 以降の住宅 ①	昭和 55 年以前 の住宅②	住宅数 ④ (①+②)	耐震性有 住宅数 ⑤ (①+③)	現状の耐震化率 (%) (平成 18 年度末) ⑤/④	耐震化率の目 標 (%) (平成 27 年度末)
		うち 耐震性有③				
木造	1,424	2,675	4,099	1,842	44.9	—
		418*				
非木造	125	175	300	258	86.0	—
		133*				
合計	1,549	2,850	4,399	2,100	47.7	90
		551*				

※ 静岡県数値からの推計値

また、プロジェクト「TOUKAI—0」事業の実績は、表 1-3 のとおりである。

表 1-3 プロジェクト「TOUKAI—0」事業の実績 (単位：件)

事業名	～H13	H14	H15	H16	H17	H18	合計
わが家の専門家診断事業(住宅の耐震診断)	30	10	2	20	20	8	90
既存住宅耐震診断事業(補強計画)	H19年度より制度化						0
木造住宅耐震補強助成事業(耐震改修)	—	0	2	0	0	0	2

イ 特定建築物

特定建築物の実態調査結果によると、表 1-4 のとおり、法第 6 条第 1 号に規定する多数の者が利用する特定建築物(以下「多数の者が利用する特定建築物」という。)の耐震化率は 57.7%である。

特定建築物の耐震化の状況は、昭和 56 年 5 月以前に建築された多数の者が利用する特定建築物 17 棟のうち、耐震診断実施済みのものは 11 棟で耐震診断実施率は 64.7%である。耐震診断の結果、耐震性無は 10 棟、うち耐震改修実施済みのものは 5 棟、未改修のものは 5 棟である。

東海地震による経済被害額を半減させるためには、減災効果の大きな特定建築物の耐震化を継続的に取り組んでいく必要があり、静岡県耐震改修促進計画を踏まえ、多数の者が利用する特定建築物の耐震化率を 8 年後(平成 27 年度末)に 96%とすることを目標とする。

また、表 1-5 のとおり、多数の者が利用する特定建築物のうち、公共建築物と災害時の拠点となる建築物については耐震化率を 100%、民間建築物については 90%を目標とし、多数の者が利用する特定建築物を「災害時の拠点となる建築物」、「不特定多数の者が利用する建築物」、「特定多数の者が利用する建築物」に区分し、それぞれの用途ごと耐震化の目標も設定する。

表 1-4 特定建築物の耐震化の現状と耐震化の目標 (単位：棟) (平成 18 年 3 月末現在)

法	昭和 56 年 6 月以降の建築物①	昭和 56 年 5 月以前の建築物 ②	建築物数 ④ (①+②)	耐震性有建築物数 ⑤ (①+③)	現状の耐震化率 (%) (平成 17 年度末) ⑤/④	耐震化率の目標 (%) (平成 27 年度末)
		うち耐震性有③				
法第 6 条 第 1 号	9	17 6	26	15	57.7	96
法第 6 条 第 2 号	0	0 0	0	0	—	
法第 6 条 第 3 号	4	2 1	6	5	83.3	
合計	13	19 7	32	20	62.5	

表 1-5 特定建築物の耐震化の現状及び耐震化の目標 (単位：棟、%) (平成 18 年 3 月末現在)

特定建築物		昭和 56 年 6 月以 降 の 建 築物 ①	昭和 56 年 5 月以前 の建築物 ②	建 築 物 数 ③ (①+②)	耐震性有 建築物数 ④	耐震化率* (平成 18 年度末) (%) (④/③)	耐震化率 の目標 (平成 27 年度末) (%)	
法	用途							
法第 6 条第 1 号	災害時の 拠点となる 建築物	県庁、市役所、 町役場、警察 署、消防署、幼 稚園、小・中学 校、高校、病院、 診療所、老人ホ ーム、老人福祉 センター、体育 館等	5	12	17	10	58.8	100
		公共建築物	4	10	14	9	64.3	100
		民間建築物	1	2	3	1	33.3	100
	不特定多 数の者が 利用する 建築物	百貨店、飲食 店、ホテル・旅 館、映画館、遊 技場、美術館、 博物館、銀行等	3	4	7	4	57.1	86
		公共建築物	1	0	1	1	100.0	100
		民間建築物	2	4	6	3	50.0	83
	特定多数 の者が利 用する建 築物	賃貸住宅（共同 住宅に限る）、 寄宿舎、下宿、 事務所、工場等	1	1	2	1	50.0	100
		公共建築物	1	0	1	1	100.0	100
		民間建築物	0	1	1	0	0.0	100
	計		9	17	26	15	57.7	96
		公共建築物	6	10	16	11	68.8	100
		民間建築物	3	7	10	4	40.0	90
同 2 号	危険物の貯蔵場又は処理場 の用途に供 する建築物		0	0	0	0	-	
		公共建築物	0	0	0	0	-	
		民間建築物	0	0	0	0	-	
同 3 号	地震によって倒壊した場合 においてその敷地に接する 道路の通行を妨げ、多数の 者の円滑な避 難を困難とす る恐れのある 建築物		4 (4)	2 (2)	6 (6)	5 (5)	83.3 (83.3)	
		公共建築物	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	- -	
		民間建築物	4 (4)	2 (2)	6 (6)	5 (5)	83.3 (83.3)	
合計		13	19	32	20	62.5		
	公共建築物	6	10	16	11	68.8		
	民間建築物	7	9	16	9	56.3		

※国の耐震化率の算定方法に準じて推計

※ () は、平成 27 年度までに耐震化を図る地震時に通行を確保すべき道路（法第 5 条第 3 項第 1 号に基づき指定する道路）に面する特定建築物数（内数）

(3) 町が所有する公共建築物の耐震化の目標設定

本町では、学校、庁舎等の公共建築物について、耐震診断を行い、その結果等を公表するとともに、具体的な耐震化の目標と整備プログラムを策定することに取り組んでいる。

平成18年9月、町が所有する公共建築物（以下「町有建築物」という。）の耐震性能に係るリストを公表した。

平成18年9月29日現在、町有建築物の耐震化率は58.1%（県が想定している東海地震に対する耐震化率）であり（表1-6）、東海地震に対して耐震性能がやや劣るランクⅡ、耐震性能が劣るランクⅢの建築物及び非診断建築物の計18棟について耐震化（実施方法は、耐震補強、建替え、解体、用途廃止等）を図り、平成27年度までに耐震化率100%とすることを目標とする。（表1-7）

表1-6 町有建築物の耐震性能

（平成18年9月29日現在）

建築物の用途※1	東海地震に対する耐震性能 を表わすランク※2				非診断 （解体、用途廃止等）	計
	Ⅰ		Ⅱ	Ⅲ		
	Ia	Ib				
(1) 災害時の拠点となる建築物	5棟	8棟	4棟	7棟	0棟	24棟
(2) 多数の者が利用する建築物	1棟	10棟	0棟	0棟	5棟	16棟
(3) 町営住宅	0棟	1棟	0棟	0棟	1棟	2棟
(4) その他の主要な建築物	0棟	0棟	0棟	0棟	1棟	1棟
計	6棟	19棟	4棟	7棟	7棟	43棟
構成割合	13.9%	44.2%	9.3%	16.3%	16.3%	100%
東海地震に対する耐震化率※3	58.1%					
(参考)建築基準法上の耐震化率※4	67.4%					

※1,2 東海地震に対する耐震性能を表すランクは静岡県が独自に定めたものであり、耐震性能を表わすランク（Ⅰ～Ⅲ）及び建築物の用途（(1)～(4)）の内容について資料編参照（P10、11）

※3 東海地震に対して耐震性を有するとされる建築物はランクⅠ

※4 建築基準法上で耐震性を有するとされる建築物はランクⅠとランクⅡ

表1-7 町有建築物の耐震化の目標

区分	耐震化の目標年度	建築物
(1) 災害時の拠点となる建築物 (2) 多数の者が利用する建築物 (3) 市営住宅等 (4) その他主要な建築物	平成27年度 （平成19年度から8年を目途）	18棟

2 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策

(1) 耐震診断及び耐震改修に係る基本的な取組方針

建築物の耐震化を促進するためには、まず、建築物の所有者等が、地域防災対策を自らの問題、地域の問題として意識して取り組むことが不可欠である。町は、こうした所有者等の取り組みをできる限り支援する観点から、所有者等にとって耐震診断及び耐震改修を行いやすい環境の整備や負担軽減のための制度の構築など必要な施策を講じ、耐震改修の実施の阻害要因となっている課題を解決していくことを基本的な取組方針とする。

(2) 耐震診断及び耐震改修の促進を図るための支援策

町民に対し建築物の耐震診断及び耐震改修の必要性、重要性について普及啓発に積極的に取り組むとともに、耐震診断及び耐震改修等の補助制度と国の税制（耐震改修促進税制、住宅ローン減税）を活用しながら、建築物の耐震改修の促進を図っていく。具体的には、以下のとおりである。

ア プロジェクト「TOUKAI—0」総合支援事業等

表 2-1 補助制度の概要

(平成 20 年 2 月現在)

区分	【事業名】概要	対象建築物	補助率		
			国	県	市町
木造住宅	【わが家の専門家診断事業】 市町が行う、専門家による無料耐震診断に助成	昭和 56 年 5 月以前	1/2	3/8	1/8
	【木造住宅補強計画策定事業】 市町の補強計画の策定に対する補助に助成	昭和 56 年 5 月以前	1/3	1/6	1/6
	【木造住宅耐震補強助成事業】 市町の耐震補強工事に対する補助に助成 高齢者のみ世帯等には割増助成	昭和 56 年 5 月以前 耐震評点 1.0 未満を 1.0 以上に (0.3 ポイント以上向上)		30 万円 10 万円	10 万円

イ 住宅ローンの優遇制度

県と県内金融機関は、平成 18 年度に「耐震性の低い木造住宅の耐震化の促進」等を図るため、協定を締結し、金融機関は住宅ローンの優遇制度を創設した。

県内の昭和 56 年 5 月以前に建築された木造住宅で、耐震評点 1.0 未満のものを建替える者等は、各金融機関の定める金利の優遇、手数料の割引などの優遇措置を受けられる制度である。

(3) 安心して耐震改修を行うことができる環境の整備

ア 専門技術者の養成・紹介体制の整備

「木造住宅耐震補強助成事業」の円滑な執行が図れるよう、建築関係団体が開催した講習会を受講し、安心して補強工事の相談ができる良心的な補強設計・工事を行うことを誓約した、県内の建築士、大工、工務店に勤務している者を「住宅直し隊」として登録し、町及び県の窓口はその名簿を配架し、住民の閲覧に供している。

イ 建築物の耐震診断及び耐震改修の啓発

建築物防災週間等の各種行事やイベントの機会をとらえ、建築物の耐震診断及び耐震改修の必要性について普及啓発を図る。

(4) 地震時の総合的な安全対策

ア 建築物以外の事前の対策

平成17年3月の福岡県西方沖地震や同年8月の宮城県沖地震の被害の状況から、ブロック塀の安全対策、窓ガラスの飛散対策、大規模空間を持つ建築物の天井の落下防止対策の必要性が改めて指摘されている。このため、町では県と連携し被害の発生するおそれのある建物を把握するとともに、建物所有者等に必要な対策を講じるよう指導しており、今後も、引き続き、指導していく。

イ 地震発生時の対応

地震により建築物及び宅地等が被害を受け、被災建築物等の応急危険度判定が必要な場合は、町は判定実施本部等を設置し、全国に対し不足する応急危険度判定士の派遣要請や判定士の受け入れ等必要な措置を講じる。

(5) 優先的に着手すべき建築物等の設定

ア 優先的に着手すべき建築物は、次のとおりとする。

- ・ 地震が発生した場合において災害応急対策の拠点となる庁舎、公民館、警察署及び県の出先機関、医療活動の中心となる病院及び診療所並びに避難所となる学校及び体育館等その他防災場特に重要な既存建築物。
- ・ 耐震改修促進法の特定建築物
- ・ 文化財である建築物、文化財が収蔵されている建築物等
- ・ 木造住宅

イ 重点的に耐震化すべき区域は、次のとおりとする。

- ・ 地震対策推進条例第15条第4項の緊急輸送路、避難路又は避難地等の沿道
- ・ 木造住宅が密集している地区

3 建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及

(1) ハザードマップの作成・公表

県では、東海地震又は神奈川県西部地震の被害想定結果やハザードマップ（加速度分布図、震度分布図、液状化危険度図、津波浸水域図、地震動・液状化による建物被害率図等）を静岡県防災情報インターネットGISによって公開している。（<http://gis.pref.shizuoka.jp/bousai>）

町では、ハザードマップを作成し、全戸配布し住民の周知に努めている。また、津波浸水被害の想定される11地区では浸水地域や危険箇所、避難場所、避難経路等を網羅した津波ハザードマップを作成し配布するとともに説明会を開催し住民の周知に努めている。

さらに、インターネットを通じ情報公開している。（<http://www.town.matsuzaki.shizuoka.jp>）

(2) 相談体制の整備・情報の充実

本町では、産業建設課を建築相談窓口として専門家診断の申込みや各種補助事業の申請のほか、住民からの建築相談に応じている。なお、技術的な相談は県土木事務所、家具の固定については県地域防災局、契約や金銭上のトラブルについての相談は県民生活センターと連携をとって対応する。

(3) パンフレットの作成とその活用

県では、全戸配布用の耐震改修の啓発のチラシのほか、一般の方向けに耐震補強の流れを説明した「耐震補強で補助金が受けられます」、耐震診断を実施した方向けの「耐震補強のすすめ」、耐震補強を具体的に考えている方向けの「木造住宅耐震リフォーム事例集」など各種のチラシ、パンフレットを作成しており、これらを活用し町民に説明をしている。

(4) 町内会等との連携

地震防災対策の基本は、「自らの命は自ら守る」「自らの地域は皆で守る」であり、地域が連携して地震対策を講じることが重要である。町内には、町内会単位ごとに35の自主防災組織があり、町と連携した活動を継続的に行っている。

町は、町内会や自主防災組織等に対して、耐震診断又は耐震改修の啓発を行っている。

5 その他耐震診断及び耐震改修の促進に関し必要な事項

(1) その他

本計画は、原則 5 年ごとに検証する。

耐震改修促進計画を実施するに当たり、必要な事項は別途定める。

資料編

○松崎町が所有する公共建築物の耐震性能の公表及び耐震化計画に係る資料 各ランクの東海地震に対する耐震性能と判定基準

ランク	東海地震に対する耐震性能		建築物の構造	静岡県独自の判定基準		
				旧基準の建築物 (CI=1.0)	新基準の建築物 (用途係数(I))	
I	Ia	耐震性能が優れている建物。軽微な被害にとどまり、地震後も建物を継続して使用できる。	災害時の拠点となりうる施設	RC S SRC	$Is/Er \geq 1.25$	I=1.25
				W	総合評点 ≥ 1.5	
	Ib	耐震性能が良い建物。倒壊する危険性はないが、ある程度の被害を受けることが想定される。		RC S SRC	$Is/Er \geq 1.0$	I=1.0
				W	$1.0 \leq \text{総合評点} < 1.5$	
II		耐震性能がやや劣る建物。倒壊する危険性は低い、かなりの被害を受けることも想定される。	建物の継続使用の可否は、被災建築物応急危険度判定士の判断による。	RC S SRC	$Is/Er < 1.0$ かつ $Is \geq 0.6$	
				W	$0.7 \leq \text{総合評点} < 1.0$	
III		耐震性能が劣る建物。倒壊する危険性があり、大きな被害を受けることが想定される。		RC S SRC	$Is/Er < 1.0$ かつ $Is < 0.6$	
				W	総合評点 < 0.7	

用語説明

指標値等	
耐震性能	建築物が保有する地震に抵抗する能力
構造耐震指標 (Is 値)	建築物が保有する耐力を表わす指標 (耐震診断で算定)
静岡県の耐震 判定指標値 (ET 値)	東海地震に対して安全性を確保するための建築物が保有する耐力の目標値 $E_T = E_s \times C_I \times C_G$ E_s : 基本耐震指標値 C_G : 地形指標 がけ地等の場合 1.25 その他の場合は 1.0
用途係数(I)	建築物の用途により地震力を割り増す係数 $I=1.25$ の場合 ランク I a $I=1.0$ の場合 ランク I b
建築物の重要 度係数 (CI)	地震による建築物の破壊を抑える程度を表わす係数 $C_I = 1.25$ の場合 地震時に軽微な被害にとどめ継続使用を可能とする $C_I = 1.0$ の場合 地震時に倒壊せずある程度の被害にとどめる
総合評点	木造建築物が保有する耐力を表す指標 (耐震診断で算定)
建築物の構造	
R C	鉄筋コンクリート造
S	鉄骨造
S R C	鉄骨鉄筋コンクリート造
W	木造